

国際機関における法務 ～世界銀行法務部を一例に～

世界銀行法務部・米国ニューヨーク州弁護士
小川 亜希子 *Ogawa, Akiko*

1 はじめに

司法改革による法曹人口の増加と法曹キャリアの多様化によるものなのか、最近日本人の弁護士から国際機関の法務部について、および、職を得るためのアドバイスを求められることが多い。国際機関と一口にいってもその使命は様々で、法務部での職務もそれぞれ異なるため概括は難しいが、筆者の世界銀行における経験を紹介することで、あまり馴染みのない国際機関の法務部について具体的に理解する一助になれば幸いである。

2 世界銀行法務部

(1)構成

筆者が勤務する世界銀行(以下「世銀」という。)は、貧困削減を目的に世界の開発途上国に對して幅広い援助¹⁾を行う米国ワシントンDCを本拠地とする国際機関である²⁾。様々な援助のニーズに対応するため、世銀内には28の部局(Vice Presidency)があり、法務部はそのひとつとして位置づけられている。

法務部内をみると、オペレーションナルサービスを提供するグループとアドバイザリーサービスを提供するグループの2つに大きく分けられ、それぞれのグループ内の部署が、様々な分野のニーズに対応したサービスを提供している。オペレーションナルサービスを提供するグループでは、世銀融資案件の設計および精査を行い、融資の際に満たすべき基準を定めた内規を当該案件が満たしているかといったコンプライアンスチェックを行っている。一方、アドバ

イザリーサービスを提供するグループでは、調達、環境、汚職防止など、融資案件の様々な段階で生じる諸問題につき、より分析的なアドバイスを提供している。具体的にどういった仕事であるかは3で後述することとしたい。

こういったリーガルサービスを200名余の法務部職員³⁾が提供しており、うち、7割程が弁護士である。それぞれの専門分野、世銀に入行した経緯、年次も様々である。離職率が非常に低い職場であり、また、昨今の予算削減により、新規正社員の採用どころか短期採用のコンサルタントのポジションを得ることすら非常に難しくなっているのが現状である。

(2)専門性

国際機関に就職するための必須条件として、高度な専門性の重要さを説く就職ガイドは多いが、筆者の経験上、高度な専門性はさほど必要ではない。基礎的な法学教育⁴⁾とトレーニングさえ受けいれば、比較的若手で入行し、融資案件を通じ世銀固有の内規の理解を深め、経験を積んでいくことが可能である。もちろん、特定の法務分野に関しては、法務部内の特定の弁護士しかアドバイスを提供することができないといった分野があることも確かであるが、非常に少数である。また、そういったポジションは、現在その職に就いている弁護士が離職しない限り新規の募集がかかることがない。その上、そういった専門家は比較的高いポジションで待遇されるため、世界的に認識されるキャリアを築いている必要がある。よって、法務部で望む職を得るために最も現実的な方法は、下記

- 1) 開発途上国の経済・社会の発展、生活水準の向上、持続的成長を支援するため、インフラ、保健、教育、気候変動、ジェンダー、ガバナンスなど幅広い分野における資金提供、知的支援を行っている。
- 2) 国際連合(国連)システムの独立専門機関でもある世銀は、国連と広く協調関係にある。国連憲章は、国連が独立専門機関の活動の調整(coordinate the activities of the specialized agencies)をすること、また、国連の経済社会理事会(ECOSOC)に独立専門機関へ推薦をする(recommendations)権限を与えていた。国連が世銀の個別具体的な貸出案件につき意見を付すことはないものの、世銀は国連安全保障理事会(Security Council)における国際社会の平和と安全の維持に関する決定を尊重している。
- 3) 出身地域別では、北米28%、ヨーロッパおよび中央アジア28%、アジア18%、ラテンアメリカおよびカリブ14%、アフリカ10%、中東および北アフリカ2%となっている。
- 4) 世銀の入行の条件のひとつとして、修士号を取得していることがあるため、学士号だけでなく修士号を要求するこの条件を満たす必要はある。

に述べるプログラム等何らかの形で仕事をする機会を得ることで足がかりを作り、次第に興味分野の仕事をしている弁護士から知識を習得していくことのように思える。

(3) Legal Associates Program

上述のとおり厳しい予算状況のなか、法務部では過去10年にわたり Legal Associates Program と呼ばれる、若手弁護士を2年間の期限つきで採用するプログラムを実施してきた⁵⁾。プログラムに合格さえすれば、若手で人脈がなくとも国際機関に入ることができるとあって、競争率は非常に高く、登竜門的なプログラムとなっている。2年間のうち、1年間はオペレーションナルサービスを提供する部署のひとつに、残りの1年間はアドバイザリーサービスを提供する部署のひとつに配属され、法務部のおおまかな業務を理解するよう設計されている。配属後は、ベテラン弁護士のガイダンスのもと、リーガルリサーチおよび分析、ドラフティング、交渉といった仕事に従事していくこととなる。2年の期限満了後、新規正社員の空きポジションがある場合は、プログラム出身の弁護士が採用されることが多いが、過去2年程は採用がなかった。Legal Associates Program のほか、2010年からは1年間のインターンを採用する Legal Interns Program も始まっている。1年のインターンの後、Legal Associates Program に合格するケースも多く、インターンは Legal Associates Program の前哨戦としても機能するようになっている。

(4) 選考方法

選考過程は年々多少の違いがあるが、筆者が Legal Associates Program を通じて選考された際は、ロースクールLLM在学時に採用活動

に来た採用官による面接の後、ワシントンDC本部での2回の面接を経て採用となった。この面接は、1人の候補者に対し、複数の面接官が順次に質問を投げかけるもので、世銀の面接ではよく使われる手法である。また、世銀のウェブサイト経由でも応募が可能であり、書類審査⁶⁾を通過したのち、電話面接で採用されるケースもある。面接では、典型的な経験に関する質問や志望動機のほか、中途採用を前提とする組織ゆえの質問も多い。例えば、候補者が世銀に入行することでどのような価値を組織にもたらすことができるかや、世銀に入行して1日目、上司は簡単なブリーフィングをした後、出張に出かけたが、上司のクライアントから緊急に電話があり、上司に代わって案件を処理するように頼まれた場合どう対応するか(実際にこういったことは多々あり、非常に実践的な質問だったと入行してから感じた。)といった質問があった。その他、日本の終身雇用など、自分の出身国の世相についての意見や、世銀が現在融資をしていない国で援助を必要としている国に対する取り組みについての意見等、最終的に面接というよりは意見交換を促す質問も多かった。

(5) プログラムを通じた経験

筆者は2年間の Legal Associates Program のうちの1年目は、東アジア、南アジアおよび太平洋諸国の融資案件につきオペレーションナルサービスを提供する部署に所属し、多くの融資プロジェクトの設計、融資契約のドラフティングおよび交渉に携わった。中には、1年を経て所属部署が変わる数ヵ月前から、あらかじめ次に配属を希望する部署のマネージャーに掛け合いで、簡単な案件から自分に回してくれるよう依

5) 1年契約を更新する形となるが、2年間のプログラムとして設計されており、プログラム合格者のほぼすべてが2年目も業務を続けている。

6) 応募資格として、法学修士号を有すること、世銀の加盟国出身であること、英語で業務を遂行することに支障がないこと、最低1年の社会人経験があることなどが挙げられている。詳細は、下記のウェブサイト参照のこと。

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTICE/0,,contentMDK:20720418~menuPK:6245762~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:445634,00.html>

頼している者もいた。こういった努力をし、マネージャーに顔を賣ることで、自らが希望する部署への配属の可能性を高めることは世銀内では決して珍しいことではない。こういった姿を見るにつけ、人事は自分で作るもの、という印象を驚きとともに抱いた。また、自分がより興味、関心を持っている分野の仕事をしている弁護士や、一緒に働きたいと思う弁護士から仕事を教えてもらい、その弁護士と多く仕事をすることも可能である。これを、自主性を重んじ自由なキャリアデザインを可能にするものとするか、誰が何の仕事をしているかがあいまいなマネジメントの若干の欠如ととるかは、文化的、職業的背景によって違うのかもしれない。

プログラムの2年目は、世銀の内規の解釈や改定といったアドバイザリーサービスを主に提供する部署に所属した。この部署で筆者が多く扱った汚職防止に関する業務は、世銀を超えた広がりのある興味深い仕事であったため、以下でご紹介したい。

3 具体的な仕事内容

世銀には、世銀の融資が本来意図された目的に使用されることを担保するため、融資プロジェクトで不正を働いたコンサルタントや企業に制裁を加える準司法手続がある。不正の通報により世銀の調査部隊が現地調査を行い、不正の十分な証拠があると判断した場合、準司法手続が始まる。その後、案件についての判断を下す別の部局に回され、その結果、不正の事実が証拠によって裏付けられるとの判断が下されると制裁が科され、コンサルタントや企業に通知される。不正の度合いに応じ、科される制裁の程度も変わってくるが、世銀融資のプロジェクトから数年間出入禁止になり、入札等ができないことが多い。一定期間内に不服を申し立てると上訴が可能になる。上訴審では、世銀幹部3人、外部の法律実務家4人⁷⁾からなるパネル

により改めて審査され、最終的な判断が下されることとなる。

この準司法手続に付される案件の法律解釈につき意見を付すほか、この手続そのものの適正手続が確保されているかを検証し、改良するといったことも法務部のアドバイザリーサービスの一部である。また、米州開発銀行(IADB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)といった開発融資を行う他の国際機関との協調により、Cross Debarment と呼ばれるシステムが2010年に誕生した。これは、当該システムに参加している一機関に制裁を加えられたコンサルタントや企業は、他の参加機関からも同一の制裁を受けるという仕組みである。例えば、世銀の融資プロジェクトから3年間の出入禁止の制裁を受けると、他の4機関からも同様に扱われるため、コンサルタントや企業にとっては大打撃となる。こういったシステムを確立するには多大な時間や労力がかかるが、そのインパクトは大きく、開発目標を達成するにあたって大きな障害となっている汚職問題をグローバルな規模で一定程度解決することができる。こういったインパクトを与えることができる国際機関ならではであり、国際機関の法務部で働くにあたっての魅力のひとつとも思える。

4 おわりに

上述した汚職防止についての取り組みは、法務部が携わっている業務のはんの一例であり、法務部はその他にも多様なサービスを提供している。また、仕事の進め方をはじめとする職務環境も独特のものがあり、まだまだご紹介したいことは多々あるが、それらについては別の機会に譲りたい。

注) 上記は、筆者の体験に基づいた紹介であり、世銀法務部を代表するものではありません。

7) スイス、チュニジア、フランスの裁判官のほか、プライベートセクターの法務責任者を務めているものなどからなる。